（公印省略）

神健保医第1622号-3

令和４年１月19日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

自宅療養又は宿泊療養中等の医師によるオンライン診療等について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和４年１月７日付厚生労働省医政局総務課、医事課連名事務連絡　別添のとおり

２　概要

オンライン診療の実施に際して遵守すべき事項については、これまでも「オンライン診療の適切な実施に関する指針（以下「指針」という。）として示されているところです。

このたび、新型コロナウイルスに感染した（感染の疑いがある場合を含む）又は濃厚接触者である医師が、無症状であるなどにより自宅又は宿泊療養施設等において療養又は待機を行いながらオンライン診療を行う場合について、指針Ⅴの２の(1)及び(2)に示された事項を遵守することによりオンライン診療を行って差し支えないと示された。

（参考）「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年３月）（令和元年７月一部改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000534254.pdf>

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp